

物件調書: 物件②(浅間町)

物件調書

最低売却価格	10,208,120円		
土地の所在	表 示	地目	面積 (㎡)
	碧南市浅間町1丁目41番2 (予定)	雑種地	190.45
権利の種類	所有権に関する事項	所有権	碧南市
	権利に関する事項	該当なし	
	所有権以外の権利に関する事項	該当なし	
法令に基づく制限	用途地域: 準工業地域	建ぺい率 60%	容積率 200%
その他	<p>○私道負担: なし ○飲料水: 市上水道 ○排水: 公共下水道整備済</p> <p>○電気: 引き込み可 ○ガス: プロパン</p> <p>○契約解除及び違約金に関する事項: 当案内書及び契約書に記載のとおり</p> <p>○対象地にあった倉庫を碧南市で、令和4年中に解体撤去済み</p>		
公共施設・ 教育施設 (直線距離)	<p>○新川小学校: 0.4km ○新川中学校: 0.6km</p> <p>○新川町駅: 0.5km ○二葉保育園: 0.3km</p> <p>○碧南市役所: 1.6km</p>		
売却条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・現状有姿での引き渡しとします。木製柵、カラーコーン、バリケード、虎ロープは碧南市で撤去します。その他の工作物等の撤去は行いません。 ・埋設物調査、土壌調査、地盤調査は行っていません。地表及び地下に埋設物あった場合の撤去及び処分等は、落札者の自己負担により行ってください。また、土壌、地盤に係る工事等も同じです。 ・対象物件は分筆登記前(※分筆測量は行っていません)のため、落札者決定後、碧南市で分筆登記をします。 ・対象物件の北東側が、がけに接しているため、愛知県建築基準条例第8条(がけ条例)の規制等を確認してください。 		

※物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況及び利用制限等については、必ずご自身で十分な調査、確認のうえ、お申し込みください。